

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 2 月20日
【計算期間】	第 2 期（自 平成19年11月29日 至 平成20年11月28日）
【ファンド名】	テンプルトン・グローバル株式ファンド （以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称として、「株の祭典」という名称を用いることがあります。）
【発行者名】	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 幸三
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目14番 1 号
【事務連絡者氏名】	長谷川 格
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目14番 1 号
【電話番号】	03-3535-1260
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、下記の投資信託証券（以下、総称して「投資対象ファンド」といいます。）への投資を通じて、主として世界各国の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

- ・テンプルトン・グロース・ファンド（米国籍投資法人）
- ・FTIF-テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド（ルクセンブルグ籍投資法人）
- ・テンプルトン・グロース・ファンド（ケイマン籍投資法人）

投資対象ファンドの名称が「グロース・ファンド」となっているのは、ファンド資産の長期的な成長（グロース）を目指して名付けられたことによります。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは次に掲げる商品分類および属性区分 に該当します。

社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に定める商品分類および属性区分をいいます。

1．商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2．属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
一般	年 2 回	（日本を含む）		なし
大型株	年 4 回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	
中小型株	年 6 回（隔月）	北米		
債券	年12回（毎月）	欧州		
一般	日々	アジア		
国債	その他	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
（投資信託証券）				
（株式 一般））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドの商品分類および属性区分の定義は以下の通りです。

1．商品分類

●単位型・追加型

追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

●投資対象地域

内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

●投資対象資産

株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

2．属性区分

●投資対象資産

その他資産：株式、債券、不動産投信以外のものをいう。

株式 一般：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株あるいは中小型株に投資する旨の記載があるもの以外の全てのものをいう。

●決算頻度

年 1 回：目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。

●投資対象地域

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

●投資形態

ファンド・オブ・ファンズ：社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

●為替ヘッジ

なし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の定義については、同協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）でご覧いただけます。

特色

当ファンドは、テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（TGAL）が運用する3つの外貨建て投資信託証券（投資対象ファンド）を通じて、主として世界各国の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

- ・TGALは、フランクリン・テンブルトン・グループの主要な運用会社の1つであり、米国でグローバル株式の運用会社として草分け的な存在であるテンブルトンの投資理念を受け継いでいます。
- ・テンブルトン ブランドの代表ファンドである「テンブルトン・グロース・ファンド」は、米国投資信託業界初のグローバル株式ファンドとして1954年に設定されました。

3つの投資対象ファンドの組入れは、投資対象ファンドの資金動向や資産状況等を勘案して行います。

投資対象ファンドは、あらかじめ特定の業種、国、地域等への投資配分を定めず、ボトム・アップアプローチによって世界各国の株式に投資します。組入銘柄は、株価がテンブルトンの投資理念に基づいて評価した企業価値を下回る銘柄の中から選定されます。

- ・投資対象ファンドが組み入れる株式は、新興国市場の株式を含みます。
- ・市場の状況によっては、純資産総額の25%を限度として世界各国の債券等を組み入れることがあります。

当ファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないこととします。

投資対象ファンドは、TGALがテンブルトンの投資理念に基づいて運用します。

「テンブルトン・グロース・ファンド」

米国投資信託業界で最も古いグローバル株式ファンドで、1954年に設定されました。

当ファンドが投資するAdvisor Classは1997年に導入されました。

「FTIF-テンブルトン・グロース（ユーロ）・ファンド」

主に欧州投資家向けのファンドとして2000年に設定されました。

当ファンドが投資するClass I (Ydis) USDは2005年に導入されました。

「テンブルトン・グロース・ファンドⅡ」

当ファンドの設定に際して、ファンド・オブ・ファンズ専用のファンドとして2006年に設定されました。

【ご参考】

●Sir ジョン・テンブルトン 10の投資理念

『世界中を探す』 Search Worldwide

『マーケットは常に変化する』 Everything Changes

『実利を目指して投資する』 Invest For Real Returns

『偏見を持たない』 Keep An Open Mind

『すべてを知ることとはできない』 No-one Knows Everything

『価値ある掘り出し物を見つけ出す』 Hunt For Value And Bargains

『悲観で買い楽観で売る』 Buy During Times Of Pessimism

『大衆の後追いをしない』 Never Follow The Crowd

『人気株を避ける』 Avoid The Popular

『過去の誤りに学ぶ』 Learn From Your Mistakes

テンブルトンのファンドは、ファンドの創始者である Sir ジョン・テンブルトン（1912年 - 2008年）が確立した投資理念に基づいて運用されています

- テンブルトンの考える株式投資

Sir ジョン・テンブルトンは、こう語っています。

「約60年前のテンブルトンの創立当時は、米国には海外に投資機会を求める投資家はほとんどいませんでした。私はまず自分自身で海外投資の経験を積み、それから、米国の投資家にも世界中に目を向けることでより高い投資収益を獲得できることを理解してもらうため、ファンドを設立したのです。1つの国の市場よりも世界中の市場を探せば、きっとより多くの投資機会を見つけ出すことができるでしょう。」

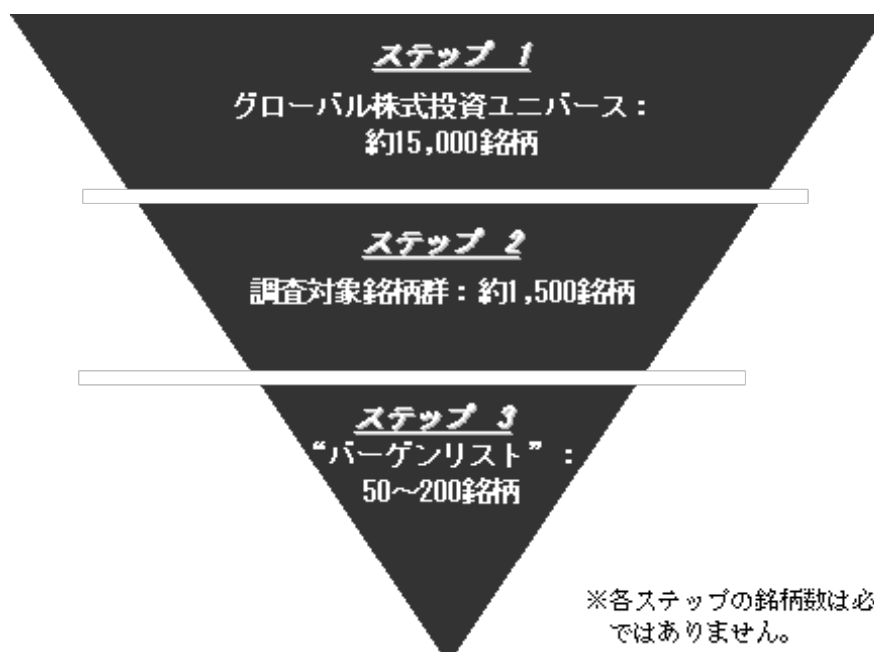
- Sir ジョン・テンブルトン

テンブルトン・ファンドの創始者

テンブルトンは、世界各国の株式市場の中からバーゲン（掘り出し物）を見つけ出すという Sir ジョン・テンブルトンの投資理念を堅持し、基本的な投資アプローチを半世紀以上にわたって実践してきました。

- テンブルトンの投資アプローチ

テンブルトンは、ボトム・アップ アプローチによって世界各国の株式市場の中から、テンブルトンの投資理念に基づく評価で投資価値が大きいと判断した銘柄に投資します。これらの厳選された銘柄群は“バーゲンリスト”として厳格に管理されます。“バーゲンリスト”の銘柄が投資対象ファンドの組入候補銘柄となります。

 “バーゲンリスト”の作成プロセスステップ 1

世界各国の株式約15,000銘柄の中から、調査対象とする約1,500銘柄に絞り込みます。

ステップ 2

原則として、5年先までの企業の収益状況や資産価値等を予測・分析し、各銘柄の企業価値を評価します。アナリストは、株価が自らの評価した企業価値を下回る銘柄を“バーゲンリスト”の候補銘柄として推奨します。

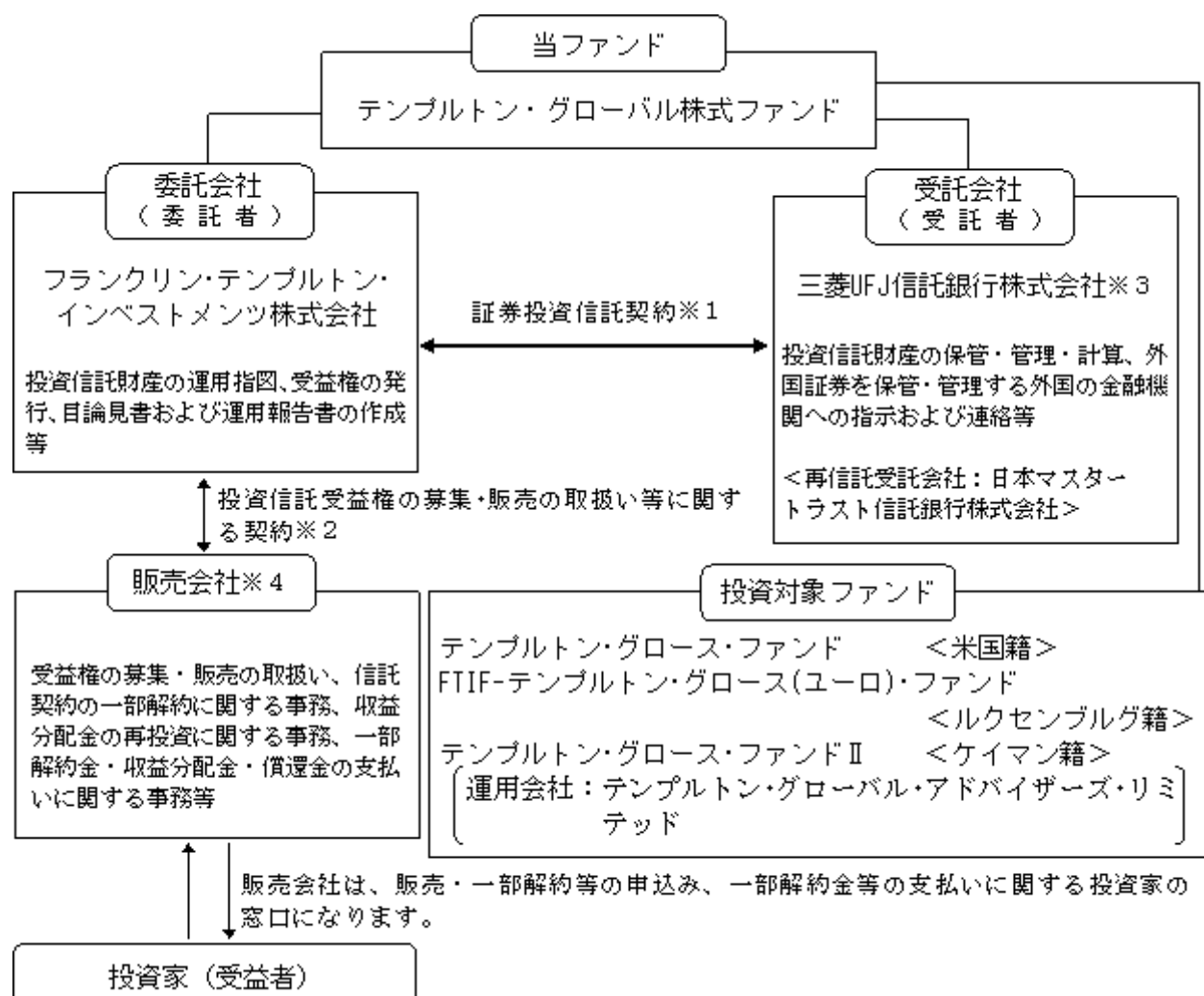
ステップ 3

ステップ 2 で選別した銘柄群をグローバルに相対比較し、最終的に“バーゲンリスト”に入れる銘柄を決定します。

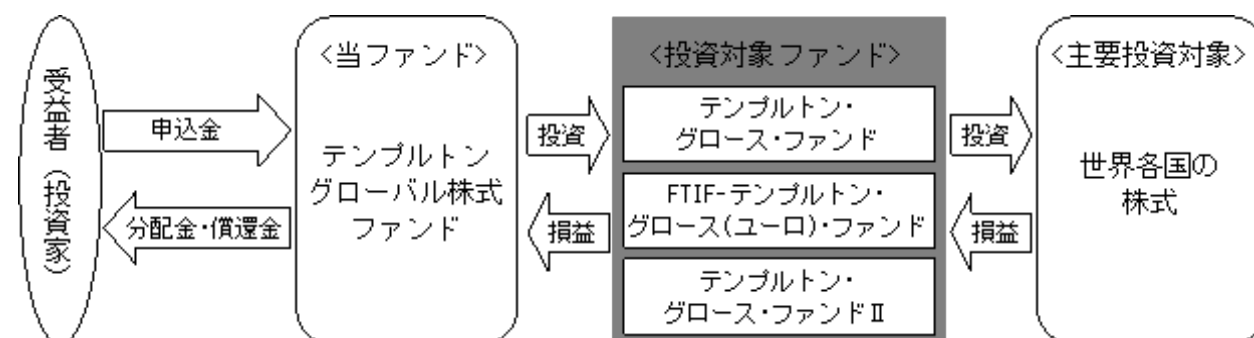
（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの基本的な仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



- 当ファンドの投資方針、運用制限および設定・解約等に関する主な事項等が規定されており、当ファンドの基礎となる重要な契約です。
- 委託会社が委託する当ファンドの受益権の募集・販売および一部解約に係る業務の内容ならびにこれらの業務に関する事務手続等が規定されています。
- 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。
- 取扱販売会社については委託会社にお問い合わせ下さい。



委託会社の概況

- (a) 名称 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
- (b) 代表者の役職氏名 代表取締役社長 松本 幸三
- (c) 本店の所在の場所 東京都中央区京橋二丁目14番1号
- (d) 資本金の額 490,000千円（平成20年12月末日現在）
- (e) 委託会社の沿革
- 平成8年9月25日 テンプルトン投資顧問株式会社設立
 - 平成9年2月28日 証券投資顧問業者登録
 - 平成9年11月28日 投資一任契約業務の認可取得
 - 平成12年7月3日 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社に商号変更
 - 平成12年9月26日 証券投資信託委託業の認可取得
 - 平成15年9月30日 フィデューシャリー・トラスト・インターナショナル投資顧問株式会社と合併
 - 平成19年9月30日 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の金融商品取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録

(f) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
テンプルトン・インターナショナル・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ニューキャッスル郡ウィルミントン市オレンジストリート 1209	9,800株	100%

（平成20年12月末日現在）

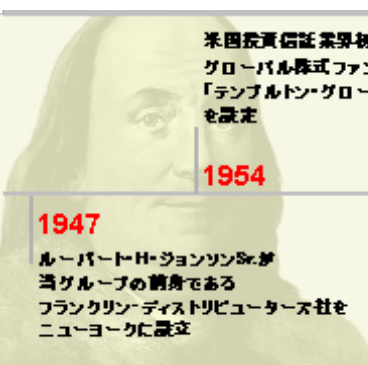
(g) 委託会社が属するグループの概要

委託会社は、米国において60年以上の歴史を持ち、フランクリン、テンプルトン等のブランドで広く親しまれている独立系資産運用グループ、フランクリン テンプルトン インベストメンツの一員です。

フランクリン テンプルトン インベストメンツは、世界29ヵ国50以上の拠点を通じて、多様な運用商品やサービスをグローバルに提供しています。

（平成20年12月末日現在）

●フランクリン テンプルトン インベストメンツの歩み

	米国投資信託業界初の グローバル株式ファンド 「テンプルトン・グロース・ファン」 を設定	フランクリン・リソース・インクが ニューヨーク証券取引所に上場	ハイネ・セキュリティーズ社と 同社のバリュー投資で実績 のある投資信託「ミューチュアル・ シリーズ・ファン」を買収	グループの運用総資産が 5,000億米ドルを突破			
	1954	1986	1996	2006			
1947	ルーパー・H・ジョンソン氏が 当グループの前身である フランクリン・ディストリビューターズ社を ニューヨークに設立	1970	「フランクリン US&ガバメント セキュリティーズ・ファン」 を設定	1992	グローバル株式投資で 実績のある テンプルトン・ガルド・プレス & ハンス・バーガー社を買収	2001	機関投資家および富裕層向け ビジネスに強みを持つ フィデューシャリー・トラスト・カンパニー・ インターナショナル社を買収

（2008年12月末日現在、グループの運用総資産 4,162億米ドル）

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資態度

投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

（a）主として、下記の投資信託証券に投資を行います。

- ・ テンプルトン・グロース・ファンド（米国籍投資法人）
- ・ FTIF-テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド（ルクセンブルグ籍投資法人）
- ・ テンプルトン・グロース・ファンド（ケイマン籍投資法人）

3つの投資対象ファンドの組入れは、投資対象ファンドの資金動向や資産状況等を勘案して行います。

（b）投資信託証券への投資は、原則として、高位を維持します。

（c）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（d）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用方針

当ファンドは、テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（TGAL）が運用する3つの外貨建て投資信託証券（投資対象ファンド）を通じて、主として世界各国の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

- ・ TGALは、フランクリン・テンプルトン・グループの主要な運用会社の1つであり、米国でグローバル株式の運用会社として草分け的な存在であるテンプルトンの投資理念を受け継いでいます。
- ・ テンプルトン ブランドの代表ファンドである「テンプルトン・グロース・ファンド」は、米国投資信託業界初のグローバル株式ファンドとして1954年に設定されました。

投資対象ファンドは、あらかじめ特定の業種、国、地域等への投資配分を定めず、ボトム・アップアプローチによって世界各国の株式に投資します。組入銘柄は、株価がテンプルトンの投資理念に基づいて評価した企業価値を下回る銘柄の中から選定されます。

- ・ 投資対象ファンドが組み入れる株式は、新興国市場の株式を含みます。
- ・ 市場の状況によっては、純資産総額の25%を限度として世界各国の債券等を組み入れることがあります。

当ファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないこととします。

投資先ファンドの選定方針

下記（a）および（b）の条件をすべて満たすファンドを投資対象ファンドとして選定します。

- （a）特定の業種、国、地域等への投資配分を定めず、ボトム・アップアプローチによって世界各国（新興国を含む。）の株式に投資するものであること。
- （b）ファンドの株式の銘柄選択にあたっては、長期的な視点から企業価値に着目して投資する株式を絞り込み、その選定は、長期的な企業の収益、資産、キャッシュフローの潜在性などをもとにした評価による企業価値と株価を比較して行うものであること。

投資対象ファンドの概要

(a) テンプルトン・グロース・ファンド

ファンド名	テンプレトン・グロース・ファンド
英文名	Templeton Growth Fund, Inc.
設定形態	米国籍投資法人 / オープンエンド型 / 米ドル建て
投資目的	長期的な元本の成長を図ることを投資目的とします。
主な投資戦略	主に世界各国（新興国を含みます。）の株式（普通株式、優先株式、転換証券など）に投資を行います。また、預託証券にも投資を行います。上述の主要投資に加えて、市場動向によって、純資産総額の25%を限度として世界各国の公社債（長期債、中期債、短期債など）に投資することがあります。 上記のほか、組入有価証券の貸付および派生商品への投資等を行うことがあります。 株式の銘柄選択にあたっては、長期的な視点から企業価値に着目したボトム・アップアプローチによって投資する株式を絞り込みます。その選定は、長期的な企業の収益、資産、キャッシュフローの潜在性などをもとにした評価による企業価値と株価を比較して行います。また、企業評価を行う際には、株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、利益率、清算価値なども考慮します。 * 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
関係法人	運用会社：テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（TGAL） 保管銀行：JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー
設定日	1954年11月29日 1
決算日	8月31日
申込手数料	かかりません。 2
運用報酬率 ³	0.63%以内 2

* 当ファンドは、テンプレトン・グロース・ファンドのAdvisor Classに投資します。

テンプレトン・グロース・ファンドは、各シェアクラス（ファンドには、申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

1 当ファンドが投資を行うAdvisor Classは、1997年2月1日に導入されました。

2 当ファンドが投資を行うAdvisor Classのものです。

3 この他に管理費用等がかかります。運用報酬の詳細については、後記「4 手数料等及び税金（3）信託報酬等」をご参照下さい。

(b) FTIF-テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド

ファンド名	FTIF-テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド
英文名	Franklin Templeton Investment Funds - Templeton Growth (Euro) Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍投資法人 / オープンエンド型 / ユーロ建て 1
投資目的	元本の成長を図ることを投資目的とします。
主な投資戦略	主に世界各国（新興国を含みます。）の株式（普通株式、優先株式）に投資を行います。また、米国、欧州およびグローバルの預託証書にも投資を行います。 市場動向によって、純資産総額の25%を限度として世界各国の公社債（長期債、中期債、短期債など）に投資することがあります。 株式銘柄選択にあたっては、長期的な視点から企業価値に着目して投資する株式を絞り込みます。その選定は、長期的な企業の収益、資産、キャッシュフローの潜在性などをもとにした評価による企業価値と株価を比較して行います。
関係法人	運用会社：テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（TGAL） 保管銀行：J P モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
設定日	2000年8月9日 2
決算日	6月30日
申込手数料	かかりません。 3
運用報酬率 4	0.70% 3

1 当ファンドは、FTIF - テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンドのClass I (Ydis) USD（米ドル建て）に投資します。

FTIF - テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンドは、各シェアクラス（ファンドには、申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

2 当ファンドが投資を行うClass I (Ydis) USDは、2005年12月29日に導入されました。

3 当ファンドが投資を行うClass I (Ydis) USDのものです。

4 この他に管理費用等がかかります。

(c) テンプルトン・グロース・ファンド

ファンド名	テンプルトン・グロース・ファンド
英文名	Templeton Growth Fund Limited
設定形態	ケイマン籍投資法人 / オープンエンド型 / 米ドル建て
投資目的	長期的な元本の成長を図ることを投資目的とします。
主な投資戦略	主に世界各国（新興国を含みます。）の株式（普通株式、優先株式、転換証券など）に投資を行います。また、預託証券にも投資を行います。 上述の主要投資に加えて、市場動向によって、純資産総額の25%を限度として世界各国の公社債（長期債、中期債、短期債など）に投資することがあります。 上記のほか、組入有価証券の貸付および派生商品への投資等を行うことがあります。 株式の銘柄選択にあたっては、長期的な視点から企業価値に着目したボトム・アップアプローチによって投資する株式を絞り込みます。その選定は、長期的な企業の収益、資産、キャッシュフローの潜在性などをもとにした評価による企業価値と株価を比較して行います。また、企業評価を行う際には、株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、利益率、清算価値なども考慮します。 * 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
関係法人	運用会社：テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（TGAL） 保管銀行：JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー
設定日	2006年11月27日
決算日	8月31日
申込手数料	かかりません。
運用報酬率	0.63%以内

この他に管理費用等がかかります。運用報酬の詳細については、後記「4 手数料等及び税金（3）信託報酬等」をご参照下さい。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

有価証券および金融商品の運用の指図範囲等

a．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１．の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

４．外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前記３．の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。前記４．の証券および前記５．の証券を「投資信託証券」といいます。

b．委託会社は、信託金を、前記a．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

c．前記a．にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記b．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

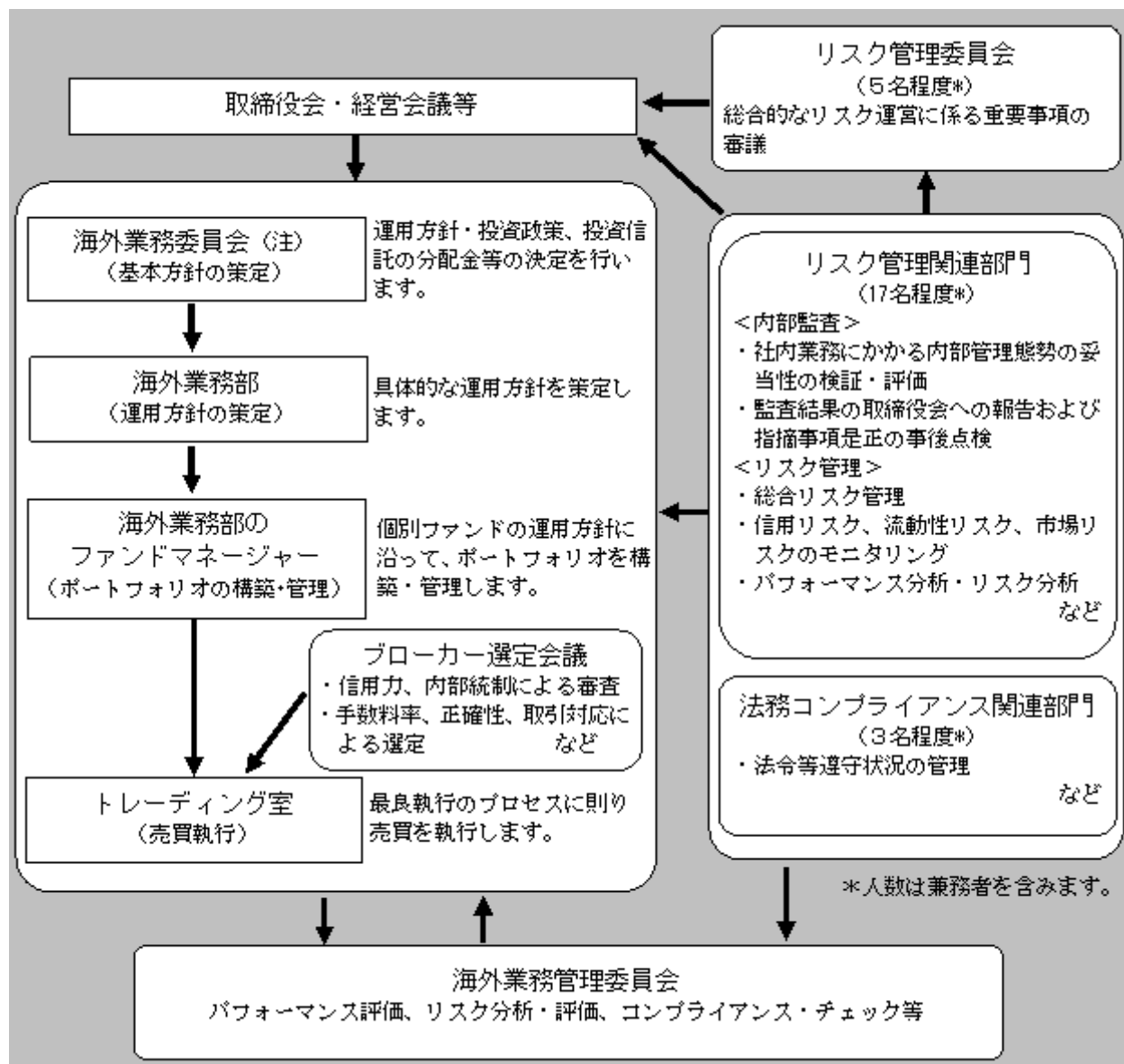
外国為替予約の指図

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（３）【運用体制】

当ファンドに関しては、海外業務委員会で運用方針・投資政策、投資信託の分配金等の決定を行います。また、運用管理部、リスク管理部、法務コンプライアンス部がモニタリングを行い、海外業務管理委員会では、パフォーマンス評価、リスク分析・評価、コンプライアンス・チェック等を審議します。

委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織は以下の通りです。



（注）

「海外業務委員会」

委員長：海外業務部を所管する取締役

メンバー：海外業務部を所管する取締役、海外業務部長、トレーディング室長、その他委員長の指名する者

開催頻度：原則として月１回開催

《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

委託会社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、「証券投資信託における資産管理業務及び証券投資信託委託事務代行業務に係る内部統制の整備及び運用状況の報告書」を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成20年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】**収益分配方針**

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- (a) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- (a) 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - () 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - () 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- (b) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

- (a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- (b) 前記(a)にかかわらず、自動けいぞく投資約款にしたがって結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】**投資信託約款に定める投資制限**

- (a) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

(b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(c) 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、原則として、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の50%を超えることとなる投資を指図しません。ただし、約款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、投資信託財産の純資産総額の50%を超える取得ができるものとします。

(d) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(e) 資金の借入れ

() 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

() 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

() 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

() 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(f) 受託会社による資金の立替え

() 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

() 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。

() 前記()、()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資家の皆様に帰属します。

取得申込者は、当ファンドにかかる以下のリスクを認識することが求められます。

（なお、当ファンドのリスクは以下に限定されるものではありませんのでご留意下さい。）

価格変動リスク

○有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて世界各国の株式などの値動きのある有価証券等に投資します。したがって、当ファンドの基準価額は、当ファンドおよび投資対象ファンドが組入れたこれら有価証券等の市場価格の変動による影響を受けます。

○為替変動リスク

外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けます。

当ファンドが投資を行う投資対象ファンドは米ドル建てです。当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。

また、投資対象ファンドは、世界各国の有価証券等に投資しますので、投資対象ファンドの基準価額は、為替相場の変動の影響を受けます。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

信用リスク

当ファンドおよび投資対象ファンドが保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

カントリーリスク

世界各国の金融・証券市場への投資は、それらの国・地域の政治、経済および社会情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな制限や規制が設けられた等の場合には、運用上の制約を受ける可能性があります。このような場合に、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。また、新興国の金融・証券市場への投資には、政治・経済構造が先進国と比べ不安定であるため、投資環境の急変により市場が混乱した場合や取引に対して新たな制限や規制が設けられた場合、運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。このような場合に、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

(2) 留意点

追加設定・一部解約による資金流入に伴う影響

ファンドの追加設定および一部解約による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。

信託の途中終了

後記「第二部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」に記載する信託契約の解約により、当ファンドが期中に終了することがあります。

法令・税制・会計方法等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクの管理体制

前記「(1) 投資リスク」を管理するために海外業務管理委員会を開催しています。

「海外業務管理委員会」

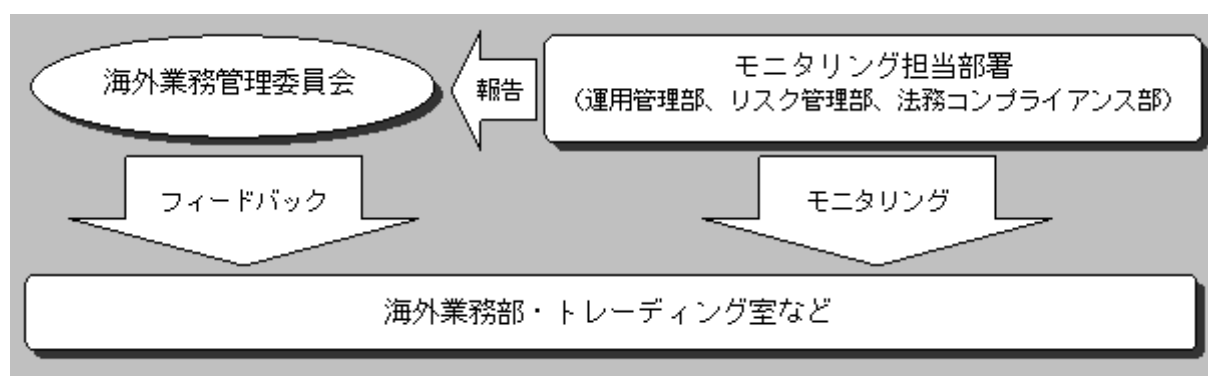
委員長：代表取締役社長

メンバー：代表取締役社長、運用管理部長、リスク管理部長、法務コンプライアンス部長、海外業務部長、トレーディング室長、業務統括部長、その他委員長の指名する者

審議事項：パフォーマンス評価、リスク分析・評価、コンプライアンス・チェック等

開催頻度：原則として月1回開催

また、投資リスクの管理のため、社内規程として「運用モニタリング規程」を制定し、運用管理部、リスク管理部によるモニタリング体制を構築しています。運用管理部はパフォーマンス分析・リスク分析、リスク管理部は信用リスク・流動性リスク・市場リスクのモニタリングを行っています。なお、当規程により、法務コンプライアンス部は作為的相場形成や利益相反取引（ファンド間取引等）などの取引規制、投資対象や組入比率などのファンドの制限規制のモニタリングを行っています。



4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た金額とします。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金が税引後自動的に無手数料で再投資される方法です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

（２）【換金（解約）手数料】

ご換金にあたって換金（解約）手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

計算期間を通じて、投資信託財産の純資産総額に対し、年1.2075%（税抜1.15%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、投資信託財産の費用として計上されます。信託報酬（年率）の配分は、以下の通りとします。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.2075%	年0.2730%	年0.8925%	年0.0420%
（税抜1.15%）	（税抜0.26%）	（税抜0.85%）	（税抜0.04%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日のときは翌営業日とします。以下同じ。）および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁されます。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払時に投資信託財産中から支弁します。

<ご参考>

上記の他に当ファンドの投資対象ファンドである投資信託証券に関しては、純資産総額に以下の運用報酬率を乗じて得た金額が運用報酬^１としてかかります。

ファンド名	運用報酬率（年率）
テンプルトン・グロース・ファンド	0.63%以内 ^２
FTIF-テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド	0.70%
テンプルトン・グロース・ファンド	0.63%以内 ^２

投資対象ファンドの加重平均運用報酬率は年率0.665%程度が上限となります。したがって、当ファンドの信託報酬率と投資対象ファンドの加重平均運用報酬率を合計したものは年率1.8725%程度が上限（概算）となります。

１ この他に管理費用等がかかります。

２ 投資対象ファンドの運用報酬率の体系は下記の通りです。

純資産総額	運用報酬率（年率）
10億米ドル以下の部分	0.630%
10億米ドル超 50億米ドル以下の部分	0.615%
50億米ドル超 100億米ドル以下の部分	0.600%
100億米ドル超 150億米ドル以下の部分	0.580%
150億米ドル超 200億米ドル以下の部分	0.560%
200億米ドル超 250億米ドル以下の部分	0.540%
250億米ドル超 300億米ドル以下の部分	0.530%
300億米ドル超 350億米ドル以下の部分	0.520%
350億米ドル超の部分	0.510%

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産にかかる監査費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

有価証券の保管に要する費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引にかかる手数料、税金は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

当ファンドの投資対象ファンドへの投資には、申込手数料はかかりません。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、また再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、課税上、当ファンドは株式投資信託として取り扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

a．個人の受益者に対する課税

●収益分配時

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、源泉徴収税率の特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。1年間に受け取る普通分配金など上場株式等の配当等（年間の受取金額が1万円以下の銘柄は除きます。）の金額の合計額が100万円以下の場合には、10%の税率が適用され、申告不要の特例があります。当該合計額が100万円を超える場合、申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

- 一部解約時および償還時

個人の受益者が支払いを受ける一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として20%（所得税15%および地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、1年間の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額のうち500万円以下の部分については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。なお、譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える場合は、500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。この場合、源泉徴収選択口座における申告不要の特例は適用されません。

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）がある場合には、確定申告により、他の上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益を通算することができます。

- b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収されます。源泉徴収された税金は保有期間に応じて法人税から控除される場合があります。当ファンドは益金不算入制度の対象ではありません。

上記7%の税率は、平成21年4月1日からは、15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）となる予定です。

一部解約時および償還時の課税対象について

個人の受益者の場合は一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益）が、法人の受益者の場合は一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個別元本について

- a. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時のファンドの受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- ）収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

）収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にお問い合わせ下さい。

5【運用状況】

以下は平成20年12月末日現在の運用状況であります。

なお、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいい、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
外国投資証券	アメリカ	953,442,766	25.48
	ルクセンブルグ	981,859,067	26.24
	ケイマン	1,732,174,065	46.29
	小計	3,667,475,898	98.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		74,425,879	1.99
合計（純資産総額）		3,741,901,777	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	時価単価（円）	時価金額（円）	投資比率（％）
1	ケイマン	外国投資証券	テンプルトン・グロース・ファンド	3,344,219.099	499.75	1,671,289,212	517.96	1,732,174,065	46.29
2	ルクセンブルグ	外国投資証券	FTIF-テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド	1,147,457.896	826.55	948,434,077	855.68	981,859,067	26.24
3	アメリカ	外国投資証券	テンプルトン・グロース・ファンド	826,672.462	1,160.63	959,462,926	1,153.35	953,442,766	25.48

種類	投資比率（％）
外国投資証券	98.01
合計	98.01

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月末日及び同日前1年以内における各月末日ならびに下記計算期間末の純資産等の推移は次の通りです。

期	純資産総額（単位：円）	1口当たり純資産額（単位：円）
第1期末 （平成19年11月28日）	10,008,727,779（分配付） 10,008,727,779（分配落）	0.8781（分配付） 0.8781（分配落）
第2期末 （平成20年11月28日）	3,895,158,992（分配付） 3,895,158,992（分配落）	0.4194（分配付） 0.4194（分配落）

各月末	純資産総額（単位：円）	1口当たり純資産額（単位：円）
平成19年12月末日	10,556,360,360	0.9406
平成20年1月末日	8,874,526,779	0.8000
2月末日	8,637,764,528	0.7854
3月末日	7,874,023,818	0.7226
4月末日	8,433,498,557	0.7845
5月末日	8,455,651,099	0.7970
6月末日	7,731,656,512	0.7352
7月末日	7,652,159,530	0.7410
8月末日	7,422,838,314	0.7393
9月末日	5,750,589,273	0.5982
10月末日	4,430,500,225	0.4710
11月末日	3,895,158,992	0.4194
12月末日	3,741,901,777	0.4134

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	12.2
第2期	52.2

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

当ファンドの沿革は以下の通りです。

平成19年2月23日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得申込みの受付

ファンドの取得申込みは、原則として、毎営業日にいつでもお受けしております。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークにおける銀行の休業日には取得のお申込みの受付は行いません。取得申込みの受付は、原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

(2) お申込方法

受益権の取得申込みを行う投資家は、販売会社所定の方法で申込みを行います。

当ファンドの申込コースには、収益分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」、収益分配金が税引後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」いずれも取扱う販売会社において、受益権の取得申込みをされる場合は、「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただくことになります。

当ファンドの申込コースのうち、「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款（名称の如何を問わず同種の契約を含みます。）にしたがった契約をお申込みの販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(3) お申込単位

お申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(4) お申込価額

お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「株の祭典」の名称で掲載されます。

また、基準価額は、販売会社または下記の委託会社の照会先に問い合わせることにより、ご確認いただけます。

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-3535-1299（9：00～17：00 土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除きます。）

ホームページ <http://www.franklintempleton.co.jp/>

(5) お申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売

会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た金額とします。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(6) 払込期日

取得申込者は、販売会社の指定する日までに当ファンドのお申込代金をお申込みの販売会社にお支払い下さい。振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(7) お申込みの中止と取消

委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

(8) その他の留意点

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

お申込みの詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金の手続き

受益者は、解約請求による換金を行うことができます。

ご換金の請求は、原則として、毎営業日にいつでもお受けいたします。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークにおける銀行の休業日にはご換金の請求の受付は行いません。

ご換金の請求の受付は、原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。これらの受付時間を過ぎてからのご換金の請求は翌営業日の取扱いとなります。

(2) ご換金単位

ご換金の単位は、1口単位とします。

(3) ご換金価額

ご換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(4) ご換金代金のお支払い

ご換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

(5) ご換金の受付の中止

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、ご換金の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けたご換金の請求の受付を取り消すことがあります。ご換金の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の請求を受け付けたものとして、当該受益権のご換金価額は、当該計算日の翌営業日の基準価額となります。

(6) その他の留意点

ご換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ご換金の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

ご換金の詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（a）基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

投資を行う投資信託証券（投資対象ファンド）につきましては、原則として、当該投資信託証券の運用会社等が公表する基準価額で評価します。

（b）基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「株の祭典」の名称で掲載されます。また、基準価額は、販売会社または下記の委託会社の照会先に問い合わせることにより、ご確認いただけます。

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-3535-1299（9：00～17：00 土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除きます。）

ホームページ <http://www.franklintempleton.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、原則として受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「（5）その他（a）信託の終了」にしたがいファンドを終了させることがあります。

（4）【計算期間】

計算期間は、原則として毎年11月29日から翌年11月28日までとします。ただし、11月28日が休業日のときは翌営業日を計算期間終了日（決算日）とします。なお、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間の終了日（償還日）とします。

（５）【その他】

（a）信託の終了

- １）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が５億口を下回ることとなった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ２）委託会社は、前記１）の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ３）前記２）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ４）前記３）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの信託契約を解約しません。
- ５）委託会社は、ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ６）前記３）から５）までは、ファンドの投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記３）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（b）投資信託約款の変更

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ２）委託会社は、前記１）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ３）前記２）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ４）前記３）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１）の投資信託約款の変更をしません。
- ５）委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ６）投資信託約款の変更内容のうち、委託会社が重要と判断したものについては、運用報告書に記載します。

（c）関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、契約期間満了日前の一定期間（３ヵ月以上前）までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、原則として１年毎に自動的に更新されます。

（d）公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

（e）運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(f) 信託業務の委託等

- 1) 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 2) 受託会社は、前記1)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前記1) 1. から4. 前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 3) 前記1)、2)にかかわらず、受託会社は、次の1. ～4. に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託会社のための指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(g) 受託会社の自己または利害関係人等との取引

- 1) 受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、投資信託財産と、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）、前記「(f) 信託業務の委託等 1)」に記載する信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の投資信託財産との間で、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象」に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- 2) 前記1)の取扱い、「外国為替予約の指図」、「有価証券売却等の指図」、「再投資の指図」および「資金の借入れ」における委託会社の指図による取引についても同様とします。

(h) ファンドに関する監督官庁の命令

- 1) 委託会社は、監督官庁によりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
- 2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記「(b) 投資信託約款の変更」の手続きにしたがいます。

(i) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- 1) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 前記1)にかかわらず、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、前記「(b) 投資信託約款の変更 4)」の記載に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(j) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(k) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- 1) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は前記「(b) 信託約款の変更」の手續にしたがい、新受託会社を選任します。
- 2) 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(1) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金受領権

受益者は、受益権の持ち分に応じて、収益分配金を委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金については、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる毎計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに支払いを開始するものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として、収益分配金は税引後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

償還金受領権

受益者は、受益権の持ち分に応じて、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）を委託会社から受領する権利を有します。

償還金については、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）までに支払いを開始するものとします。受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求する権利を有します。

反対者の買取請求権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」の信託契約の解約または前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (b) 投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資

信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

受託会社の解任請求権

受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第1期計算期間（平成19年2月23日から平成19年11月28日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第2期計算期間（平成19年11月29日から平成20年11月28日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第32条により、平成19年2月23日から平成19年11月28日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成19年2月23日から平成19年11月28日まで）及び第2期計算期間（平成19年11月29日から平成20年11月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

テンプルトン・グローバル株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第 1 期 (平成19年11月28日現在) 金額(円)	第 2 期 (平成20年11月28日現在) 金額(円)
資 産 の 部			
流動資産			
預金		819,139	716,179
コール・ローン		157,634,373	120,367,865
投資証券		9,923,893,869	3,819,523,610
未収利息		1,727	791
流動資産合計		10,082,349,108	3,940,608,445
資産合計		10,082,349,108	3,940,608,445
負 債 の 部			
流動負債			
未払解約金		3,370,368	5,448,927
未払受託者報酬		2,431,104	1,383,555
未払委託者報酬		67,463,133	38,393,532
その他未払費用		356,724	223,439
流動負債合計		73,621,329	45,449,453
負債合計		73,621,329	45,449,453
純 資 産 の 部			
元本等			
元本	* 1	11,398,747,577	9,287,467,509
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 ()	* 2	1,390,019,798	5,392,308,517
(分配準備積立金)		199,900,983	211,047,123
元本等合計		10,008,727,779	3,895,158,992
純資産合計		10,008,727,779	3,895,158,992
負債純資産合計		10,082,349,108	3,940,608,445

（２）【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第１期	第２期
		自 平成19年 2 月23日 至 平成19年11月28日 金額（円）	自 平成19年11月29日 至 平成20年11月28日 金額（円）
営業収益			
受取配当金		308,480,708	150,508,318
受取利息		920,791	417,794
有価証券売買等損益		304,585,517	3,641,008,804
為替差損益		970,531,903	1,025,314,034
営業収益合計		965,715,921	4,515,396,726
営業費用			
受託者報酬		3,659,180	3,250,226
委託者報酬		101,542,177	90,193,615
その他費用		793,307	625,450
営業費用合計		105,994,664	94,069,291
営業損失（ ）		1,071,710,585	4,609,466,017
経常損失（ ）		1,071,710,585	4,609,466,017
当期純損失（ ）		1,071,710,585	4,609,466,017
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		175,380,918	382,779,981
又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）			
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-	1,390,019,798
剰余金増加額又は欠損金減少額		51,687,085	281,445,928
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		51,687,085	281,445,928
剰余金減少額又は欠損金増加額		194,615,380	57,048,611
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		194,615,380	57,048,611
分配金	* 1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,390,019,798	5,392,308,517

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第１期	第２期
	自 平成19年２月23日 至 平成19年11月28日	自 平成19年11月29日 至 平成20年11月28日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、又は投資証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資証券 同左
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	第１期	第２期
	（平成19年11月28日現在）	（平成20年11月28日現在）
* １ 期首元本額	6,983,724,011円	11,398,747,577円
期中追加設定元本額	8,075,989,112円	180,237,065円
期中一部解約元本額	3,660,965,546円	2,291,517,133円
* ２ 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、1,390,019,798円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、5,392,308,517円であります。
３ 計算期間末日における受益権の総数	11,398,747,577口	9,287,467,509口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 1 期	第 2 期
自 平成19年 2 月23日	自 平成19年11月29日
至 平成19年11月28日	至 平成20年11月28日
* 1 分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（199,900,983円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（924,819円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は、200,825,802円（1万口当たり176.18円）であります、分配を行っておりません。	* 1 分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（50,996,533円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,814,325円）及び分配準備積立金（160,050,590円）より、分配対象収益は、214,861,448円（1万口当たり231.32円）であります、分配を行っておりません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

第 1 期（平成19年11月28日現在）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
投資証券	9,923,893,869円	321,455,331円
合計	9,923,893,869円	321,455,331円

第 2 期（平成20年11月28日現在）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
投資証券	3,819,523,610円	3,300,601,944円
合計	3,819,523,610円	3,300,601,944円

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

．取引の状況に関する事項

項目	第 1 期	第 2 期
	自 平成19年 2 月23日 至 平成19年11月28日	自 平成19年11月29日 至 平成20年11月28日
1．取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2．取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3．取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4．取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5．取引に係るリスク管理体制	当社のリスク管理体制として、運用部門から独立したリスク管理部が、マーケットリスクを適切に管理し、その状況について経営陣、関連部署に報告しております。	同左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

．取引の時価等に関する事項

通貨関連

第 1 期（平成19年11月28日現在）

該当事項はありません。

第 2 期（平成20年11月28日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 1 期（自 平成19年 2 月23日 至 平成19年11月28日）

該当事項はありません。

第２期（自 平成19年11月29日 至 平成20年11月28日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

項目	第１期 (平成19年11月28日現在)	第２期 (平成20年11月28日現在)
１口当たり純資産額 (１万口当たり純資産額)	0.8781円 (8,781円)	0.4194円 (4,194円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価金額	備考
投資証券	米ドル	FTIF-テンブルトン・グロース（ユーロ）・ファンド	1,207,087.237	10,960,352.11	
		テンブルトン・グロース・ファンド	835,278.358	10,658,151.84	
		テンブルトン・グロース・ファンド	3,344,219.099	18,359,762.85	
	米ドル小計			39,978,266.80 (3,819,523,610)	
合計				3,819,523,610 (3,819,523,610)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内数であります。

３．投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

４．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 3銘柄	100.0%	100.0%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

< 参考情報 >

当ファンドは、「テンプルトン・グロース・ファンド」（米国籍投資法人）、「FTIF - テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド」（ルクセンブルグ籍投資法人）及び「テンプルトン・グロース・ファンド」（ケイマン籍投資法人）の各外国投資証券を主要投資対象としております。投資対象ファンドの財務情報は以下の通りです。以下に記載した情報は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したものです。

なお、以下に記載した情報は、当ファンドの監査の対象外です。

「テンプルトン・グロース・ファンド」（米国籍投資法人）

純資産額計算書

区分	2008年 8 月31日現在
	金額（米ドル）
資産	
株式	27,213,060,701
預金	2,155,872
外貨預金	10,774,774
未収入金	52,164,021
未収利息及び未収配当金	60,525,241
資産合計	27,338,680,609
負債	
未払金	31,665,368
未払解約金	50,518,502
未払費用及びその他の負債	29,281,292
負債合計	111,465,162
純資産額	27,227,215,447

「テンプルトン・グロース・ファンド」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（1口当たり純資産額）

	2008年 8 月31日現在
Class A	\$ 19.82
Class B	\$ 19.34
Class C	\$ 19.20
Class R	\$ 19.60
Advisor Class	\$ 19.87

「FTIF - テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド」（ルクセンブルグ籍投資法人）

純資産額計算書

区分	2008年 6 月30日現在
	金額（EUR）
資産	
株式	4,440,559,323
預金	91,580,051
未収入金	13,701,660
未収利息及び未収配当金	41,379,976
その他未収入金	128,932
資産合計	4,587,349,942
負債	
未払金	937
未払解約金	10,834,792
当座借越	7,303,381
未払運用報酬	3,831,663
その他未払金	3,379,531
負債合計	25,350,304
純資産額	4,561,999,638

「FTIF - テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド」の計算期間は、原則として毎年7月1日から翌年6月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（1口当たり純資産額）

	2008年 6 月30日現在
A(acc)	EUR 8.96
A(acc)-USD	USD 14.12
A(Ydis)	EUR 9.67
A(Ydis)-USD	USD 15.20
B(Ydis)	EUR 6.84
C(acc)	EUR 7.57
I(acc)	EUR 9.46
I(Ydis)	EUR 9.16
I(Ydis)-USD	USD 14.48
N(acc)	EUR 8.40

「テンプルトン・グロース・ファンド」（ケイマン籍投資法人）

純資産額計算書

区分	2008年 8 月31日現在
	金額（米ドル）
資産	
株式	32,529,894
預金	3,644
外貨預金	13,973
未収入金	18,210
未収配当金	84,545
その他資産	3,367
資産合計	32,653,633
負債	
未払金	53,385
未払費用及びその他の負債	55,910
負債合計	109,295
純資産額	32,544,338

「テンプルトン・グロース・ファンド」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（1口当たり純資産額）

2008年 8 月31日現在
\$ 8.67

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成20年12月末日現在）

資産総額	3,750,225,901円
負債総額	8,324,124円
純資産総額（ - ）	3,741,901,777円
発行済口数	9,050,854,889口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4134円

< 参考情報 >

投資対象ファンドの現況は以下の通りです。以下に記載した現況は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したものであります。

「テンブルトン・グロース・ファンド」（米国籍投資法人）

（2008年8月31日現在）

資産総額	\$ 27,338,680,609
負債総額	\$ 111,465,162
純資産総額（ - ）	\$ 27,227,215,447
Class A	\$ 19,726,006,180
Class B	\$ 347,203,141
Class C	\$ 1,840,818,474
Class R	\$ 304,469,426
Advisor Class	\$ 5,008,718,226
発行済口数	
Class A	995,401,171
Class B	17,951,758
Class C	95,857,207
Class R	15,532,154
Advisor Class	252,108,575
1口当たり純資産額（ / ）	
Class A	\$ 19.82
Class B	\$ 19.34
Class C	\$ 19.20
Class R	\$ 19.60
Advisor Class	\$ 19.87

「テンブルトン・グロース・ファンド」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

「FTIF-テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド」（ルクセンブルグ籍投資法人）
（2008年6月30日現在）

資産総額	EUR 4,587,349,942
負債総額	EUR 25,350,304
純資産総額（ - ）	EUR 4,561,999,638
発行済口数	
A(Acc)	411,025,949.636
A(Acc)-USD	6,450,448.205
A(Ydis)	23,811,146.634
A(Ydis)-USD	2,507,762.127
B(Ydis)	15,195.699
C(Acc)	3,126.263
I(Acc)	45,734,045.873
I(Ydis)	9,905,554.784
I(Ydis)-USD	1,776,666.010
N(Acc)	3,237,914.870
1口当たり純資産額（ / ）	
A(Acc)	EUR 8.96
A(Acc)-USD	USD 14.12
A(Ydis)	EUR 9.67
A(Ydis)-USD	USD 15.20
B(Ydis)	EUR 6.84
C(Acc)	EUR 7.57
I(Acc)	EUR 9.46
I(Ydis)	EUR 9.16
I(Ydis)-USD	USD 14.48
N(Acc)	EUR 8.40

「FTIF - テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド」の計算期間は、原則として毎年7月1日から翌年6月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

「テンプルトン・グロース・ファンド」（ケイマン籍投資法人）
（2008年8月31日現在）

資産総額	\$ 32,653,633
負債総額	\$ 109,295
純資産総額（ - ）	\$ 32,544,338
発行済口数	3,751,818
1口当たり純資産額（ / ）	\$ 8.67

「テンプルトン・グロース・ファンド」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	15,059,713,123	3,660,965,546
第2期	180,237,065	2,291,517,133

（注1）上記の数字はすべて本邦内における設定及び解約の実績です。

（注2）第1期の設定口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金	490,000千円
発行する株式の総数	19,600株
発行済株式総数	9,800株

（平成20年12月末日現在）

(2) 最近5年間における資本金の額の増減

該当ございません。

(3) 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としての取締役会は6名以内の取締役で構成されます。取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任され、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。また、増員により選出された取締役の任期は他の取締役の任期が満了するまでの期間とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役及び役付取締役を選任します。

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となります。社長に事故があるときは、あらかじめ、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は会日の5日前にこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(4) 運用の意思決定機構

当ファンドに関しては、海外業務委員会で運用方針・投資政策、投資信託の分配金等の決定を行い、海外業務管理委員会で、パフォーマンス評価、リスク分析・評価、コンプライアンス・チェック等を審議します。

海外業務委員会の概要については以下を、海外業務管理委員会の概要は、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (3) 投資リスクの管理体制」をご参照下さい。

「海外業務委員会」

委員長： 海外業務部を所管する取締役

メンバー： 海外業務部を所管する取締役、海外業務部長、トレーディング室長、
その他委員長の指名する者

審議事項： 運用方針・投資政策、投資信託の分配金等の決定

開催頻度： 原則として月1回開催

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社であるフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言・代理業を行っています。

平成20年12月末日現在、委託会社が運用している証券投資信託は、追加型株式投資信託9本、親投資信託3本で、親投資信託を除いた純資産総額の合計は167,855,643,713円です。

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、第11期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。第12期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の第13期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、第11期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、第12期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人の監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	第11期 （平成19年３月31日現在）			第12期 （平成20年３月31日現在）		
		内訳（千円）	金額（千円）	構成比 （％）	内訳（千円）	金額（千円）	構成比 （％）
（資産の部）							
流動資産							
現金			300			-	
預金	* 1		1,258,252			-	
現金・預金			-			1,190,702	
前払費用			9,754			12,921	
未収入金			132,439			87,350	
未収委託者報酬			157,892			128,553	
未収投資顧問料			80,101			114,559	
その他流動資産			213			1,952	
流動資産合計			1,638,953	88.4		1,536,040	77.9
固定資産							
有形固定資産	* 2						
建物付属設備		47,712			42,085		
器具備品		41,125			32,798		
有形固定資産合計			88,838	4.8		74,884	3.8
無形固定資産							
ソフトウェア	* 3	95			30		
無形固定資産合計			95	0.0		30	0.0
投資その他の資産							
投資有価証券		56,147			243,407		
長期差入保証金		70,228			116,601		
投資その他の資産合計			126,376	6.8		360,008	18.3
固定資産合計			215,310	11.6		434,923	22.1
資産合計			1,854,263	100.0		1,970,963	100.0
（負債の部）							
流動負債							
未払金	* 4		143,858			135,340	
未払手数料		87,695			76,302		
その他未払金		56,163			59,038		
未払収益分配金			161			178	
未払費用			126,918			147,172	
預り金			23,052			21,065	
未払法人税等			4,517			33,414	
未払消費税等			2,660			-	
賞与引当金			95,029			62,194	
流動負債合計			396,199	21.4		399,365	20.3

区分	注記 番号	第11期 （平成19年3月31日現在）			第12期 （平成20年3月31日現在）		
		内訳（千円）	金額（千円）	構成比 （％）	内訳（千円）	金額（千円）	構成比 （％）
固定負債							
繰延税金負債			2,090			-	
固定負債合計			2,090	0.1		-	-
負債合計			398,289	21.5		399,365	20.3
（純資産の部）							
株主資本							
資本金			490,000	26.4		490,000	24.9
資本剰余金							
資本準備金			121,943			121,943	
資本剰余金合計			121,943	6.6		121,943	6.2
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金			840,982			1,068,258	
利益剰余金合計			840,982	45.3		1,068,258	54.1
株主資本合計			1,452,926	78.3		1,680,201	85.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			3,047			108,603	
評価・換算差額等合計			3,047	0.2		108,603	5.5
純資産合計			1,455,973	78.5		1,571,598	79.7
負債純資産合計			1,854,263	100.0		1,970,963	100.0

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第11期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）			第12期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）		
		内訳（千円）	金額（千円）	百分比 （％）	内訳（千円）	金額（千円）	百分比 （％）
営業収益							
委託者報酬			2,505,751			1,911,536	
投資顧問料			973,763			1,308,915	
その他営業収益			225,974			299,547	
営業収益計			3,705,489	100.0		3,519,999	100.0
営業費用							
支払手数料			1,581,876			1,233,350	
広告宣伝費			15,425			15,133	
公告費			84			84	
受益証券発行費			640			-	
調査費							
調査費		101,218			107,042		
図書費		2,769	103,988		2,751	109,794	
委託計算費			27,970			25,150	
営業雑経費							
通信費		4,894			4,449		
印刷費		45,841			43,742		
諸会費		6,235			4,654		
販促費		16,793	73,765		13,308	66,154	
営業費用計			1,803,749	48.7		1,449,666	41.2
一般管理費							
給料							
役員報酬	＊ 1	196,933			171,936		
給料・手当		541,729			569,880		
賞与		100,497			75,901		
その他給与		26,316	865,476		24,758	842,477	
法定福利費			53,131			50,396	
退職給付費用			-			10,801	
交際費			7,222			3,139	
旅費交通費			25,417			24,398	
租税公課			11,369			9,302	
福利厚生費			1,733			2,216	
事務委託費			220,258			461,749	
不動産賃貸料			98,252			102,351	
固定資産減価償却費			15,443			14,464	
賞与引当金繰入			95,029			62,194	
諸経費			117,635			229,895	
一般管理費計			1,510,972	40.8		1,813,388	51.5
営業利益			390,767	10.5		256,943	7.3

区分	注記 番号	第11期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			第12期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
		内訳(千円)	金額(千円)	百分比 (%)	内訳(千円)	金額(千円)	百分比 (%)
営業外収益	* 2						
受取配当金		502			502		
受取利息		567			2,097		
その他営業外収益		69	1,138	0.0	462	3,061	0.1
営業外費用							
支払利息		645			18		
為替差損		6,993			2,086		
その他営業外費用		7	7,646	0.2	570	2,675	0.1
経常利益			384,259	10.4		257,330	7.3
税引前当期純利益			384,259	10.4		257,330	7.3
法人税等			950	0.0		-	-
法人税、住民税及び事業税			-	-		30,055	0.8
当期純利益			383,309	10.3		227,275	6.5

（３）【株主資本等変動計算書】

第11期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
平成18年 3 月31日 残高 （千円）	490,000	121,943	121,943	457,673	457,673	1,069,616
事業年度中の変動額						
当期純利益				383,309	383,309	383,309
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計 （千円）	-	-	-	383,309	383,309	383,309
平成19年 3 月31日 残高 （千円）	490,000	121,943	121,943	840,982	840,982	1,452,926

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
平成18年３月31日 残高 （千円）	705	705	1,070,321
事業年度中の変動額			
当期純利益			383,309
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	2,342	2,342	2,342
事業年度中の変動額合計 （千円）	2,342	2,342	385,651
平成19年３月31日 残高 （千円）	3,047	3,047	1,455,973

第12期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
平成19年3月31日 残高 （千円）	490,000	121,943	121,943	840,982	840,982	1,452,926
事業年度中の変動額						
当期純利益				227,275	227,275	227,275
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計 （千円）	-	-	-	227,275	227,275	227,275
平成20年3月31日 残高 （千円）	490,000	121,943	121,943	1,068,258	1,068,258	1,680,201

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
平成19年3月31日 残高 （千円）	3,047	3,047	1,455,973
事業年度中の変動額			
当期純利益			227,275
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	111,650	111,650	111,650
事業年度中の変動額合計 （千円）	111,650	111,650	115,624
平成20年3月31日 残高 （千円）	108,603	108,603	1,571,598

重要な会計方針

項目	第11期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第12期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）	其他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響額は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。	賞与引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

（会計方針の変更）

第11期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第12期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号 平成17年12月 9 日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号 平成17年12月 9 日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,455,973 千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第11期 (平成19年3月31日現在)	第12期 (平成20年3月31日現在)
* 1 担保として供している資産は次の通りであります。 営業保証金の担保として供している資産 預金 25,000千円 * 2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 35,666千円 器具備品 76,816千円 * 3 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 4,147千円 * 4 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 未払金 18,421千円	* 1 - * 2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 41,293千円 器具備品 85,588千円 * 3 - * 4 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 未払費用 38,065千円

（損益計算書関係）

第11期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第12期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
* 1 役員報酬の限度額は次の通りです。 取締役 年総額300,000千円以内 監査役 年総額5,000千円以内 * 2 法人税等には法人住民税が含まれております。 住民税 950千円	* 1 - * 2 -

（株主資本等変動計算書関係）

第11期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,800	-	-	9,800
合計	9,800	-	-	9,800

自己株式について、該当事項はありません。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

第12期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,800	-	-	9,800
合計	9,800	-	-	9,800

自己株式について、該当事項はありません。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第11期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第12期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（有価証券関係）

第11期（平成19年 3 月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	51,009	56,147	5,138
合計	51,009	56,147	5,138

第12期（平成20年 3 月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	1,010	1,462	451
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	351,000	241,945	109,055
合計	352,010	243,407	108,603

（デリバティブ取引関係）

第11期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第12期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第11期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第12期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）						
該当事項はありません。	採用している退職給付制度の概要 当社は総合設立型厚生年金基金制度を採用しております。要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。 (1)制度全体の積立状況に関する事項 (平成19年3月31日現在) <table data-bbox="778 488 1361 600"> <tr> <td>年金資産の額</td><td>25,256百万円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td><td>17,990百万円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>7,266百万円</td></tr> </table> (2)制度全体に占める当社の掛金拠出割合 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) 0.57% (3)補足説明 上記(1)の差引額の主な原因は、別途積立金7,266百万円であります。 * なお、上記の数値については、入手可能な直近時点の年金財政計算に基づいて開示しております。 (追加情報) 当事業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号平成19年5月15日)を適用しております。また、「退職給付費用」は、前事業年度まで「法定福利費」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため当事業年度より「退職給付費用」として計上しております。この結果、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益へ与える影響はありません。	年金資産の額	25,256百万円	年金財政計算上の給付債務の額	17,990百万円	差引額	7,266百万円
年金資産の額	25,256百万円						
年金財政計算上の給付債務の額	17,990百万円						
差引額	7,266百万円						

（税効果会計関係）

第11期 (平成19年3月31日現在)	第12期 (平成20年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 120,655	その他有価証券評価差額金 44,191
賞与引当金 38,667	賞与引当金 42,209
未払費用 51,785	未払費用 39,768
その他 1,509	その他 1,467
繰延税金資産小計 212,616	繰延税金資産小計 127,635
評価性引当額 212,616	評価性引当額 127,635
繰延税金資産合計 0	繰延税金資産合計 0
繰延税金負債 2,090	繰延税金負債 -
繰延税金資産の純額 2,090	繰延税金資産の純額 0
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.69%	法定実効税率 40.69%
(調整)	(調整)
将来減算一時差異の内、繰延税金資産の対象から除いたもの 52.05%	将来減算一時差異の内、繰延税金資産の対象から除いたもの 50.21%
交際費等永久に損金に算入されない項目 11.35%	交際費等永久に損金に算入されない項目 20.25%
住民税均等割 0.25%	住民税均等割 0.89%
その他 0.01%	その他 0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.25%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 11.68%

（関連当事者との取引）

第11期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員 の兼 任等	事業上の 関係				
親会社の 親会社	フランクリン リソーシズイ ンク	アメリカ合衆 国カリフォル ニア州サンマ テオ	24,958千米 ドル	銀行持株 会社法上 の持株会 社	（被所有） 間接 100%	役員 2名	持株会等 の対象と なる株式 の発行主 体と買主	従業員持株会 等の対象とな る株式の買付 及び諸費用の 支払（注）	38,615	未払金	17,477

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）従業員持株会等の規定に従い、対象となる株式を買い付けます。
また、グループに関連する諸費用の支払を行います。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員 の兼 任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	テンプルトン グローバル アドバイザーズ リミテッ ド	バハマ国 ナッソー	5,000米ド ル	資産運用 会社	無し	役員 1名	サポート フィー契 約を締結	ファンド紹介 支援業務 （注1）	104,013	未収入金	-
親会社の 子会社	フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆 国カリフォル ニア州サンマ テオ	100米ドル	一般業務 委託請負 会社	無し	無し	業務委託 関係	総務・経理・ インフォメー ションテクノ ロジー業務等 の委託 （注2）	218,271	未払金	28,863
親会社の 子会社	フランクリン テンプルトン インベストメ ントトラスト マネジメン ットリミ テッド	大韓民国 ソウル	150億 ウォン	資産運用 会社	無し	無し	業務委託 関係	委託業務の受 任（注3）	89,672	未収入金	45,682
親会社の 子会社	フランクリン テンプルトン インベストメ ントマネジ メントリミ テッド	英国ロンドン	3百万 ポンド	資産運用 会社	無し	役員 1名	業務委託 関係	委託代行業務 の受任 （注4）	67,297	未収入金	67,297

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）ファンド紹介支援に対する支払を受領します。
（注2）グローバルサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払います。
（注3）委託業務契約に基づいて算出された委託業務報酬を受領します。
（注4）委託代行業務契約に基づいて算出された委託代行業務報酬を受領します。

第12期（自 平成19年4月1日至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の親会社	フランクリンリソーシズリンク	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンマテオ	23,636千米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	役員 2名	持株会等の対象となる株式の発行主体と買主	従業員持株会等の対象となる株式の買付及び諸費用の支払(注)	37,336	未払費用	38,065

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 従業員持株会等の規定に従い、対象となる株式を買い付けます。
また、グループに関連する諸費用の支払を行います。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	テンブルトングローバルアドバイザーズ リミテッド	パハマ国 ナッソー	5,000米ドル	資産運用会社	無し	無し	サポートフィー契約を締結	ファンド販売支援業務（注1）	78,822	未払金	7,995
親会社の子会社	フランクリンテンブルトンカンパニーズエルエルシー	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンマテオ	100米ドル	一般業務委託請負会社	無し	無し	業務委託関係	総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託（注2）	380,518	未払金	44,241
親会社の子会社	フランクリンテンブルトンインベストメントトラストマネジメント リミテッド	大韓民国 ソウル	192億ウォン	資産運用会社	無し	無し	業務委託関係	委託業務の受任（注3）	512,643	未収入金	52,122
親会社の子会社	フランクリンテンブルトンインベストメントマネジメント リミテッド	英国ロンドン	3百万ポンド	資産運用会社	無し	役員 1名	業務委託関係	委託代行業務の受任（注4）	251,135	未収入金	22,168

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ファンド販売支援に対する対価を支払います。
(注2) グローバルサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払います。
(注3) 委託業務契約に基づいて算出された委託業務報酬を受領します。
(注4) 委託代行業務契約に基づいて算出された委託代行業務報酬を受領します。

（１株当たり情報）

第11期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）	第12期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）
1株当たり純資産額 148,568円74銭 1株当たり当期純利益金額（注） 39,113円23銭	1株当たり純資産額 160,367円20銭 1株当たり当期純利益金額（注） 23,191円39銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下の通りであります。

	第11期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第12期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
当期純利益（千円）	383,309	227,275
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	383,309	227,275
期中平均株式数（株）	9,800	9,800

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第13期中間会計期間末

(平成20年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金	1,296,392
前払費用	20,301
未収入金	81,043
未収委託者報酬	130,703
未収運用受託報酬	114,931
その他流動資産	84
流動資産合計	1,643,457

固定資産

有形固定資産

建物付属設備	58,411
器具備品	50,919
有形固定資産合計	* 1 109,330

無形固定資産	14
--------	----

投資その他の資産

投資有価証券	206,461
長期差入保証金	140,898
投資その他の資産合計	347,360

固定資産合計	456,705
--------	---------

資産合計	2,100,163
------	-----------

（単位：千円）

第13期中間会計期間末

（平成20年9月30日）

負債の部

流動負債

預り金	22,405
未払金	367,455
未払手数料	79,939
未払費用	124,035
未払法人税等	24,899
未払消費税等	* 2 129
前受収益	3,534
流動負債合計	622,399

負債合計

622,399

純資産の部

株主資本

資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	121,943
資本剰余金合計	121,943

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	1,011,369
---------	-----------

利益剰余金合計

1,011,369

株主資本合計

1,623,312

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	145,549
--------------	---------

評価・換算差額等合計

145,549

純資産合計

1,477,763

負債純資産合計

2,100,163

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第13期中間会計期間

(自 平成20年 4 月 1 日

至 平成20年 9 月30日)

営業収益		
委託者報酬		780,056
運用受託報酬		421,664
その他営業収益		165,392
営業収益計		1,367,113
営業費用及び一般管理費	* 1	1,386,425
営業損失()		19,311
営業外収益	* 2	1,421
営業外費用	* 3	4,824
経常損失()		22,714
特別損失	* 4	13,327
税引前中間純損失()		36,042
法人税、住民税及び事業税		20,846
法人税等調整額		-
法人税等合計		20,846
中間純損失()		56,888

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第13期中間会計期間

(自 平成20年 4 月 1 日

至 平成20年 9 月30日)

株主資本

資本金

前期末残高	490,000
-------	---------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	-
-----------	---

当中間期末残高	490,000
---------	---------

資本剰余金

資本準備金

前期末残高	121,943
-------	---------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	-
-----------	---

当中間期末残高	121,943
---------	---------

資本剰余金合計

前期末残高	121,943
-------	---------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	-
-----------	---

当中間期末残高	121,943
---------	---------

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

前期末残高	1,068,258
-------	-----------

当中間期変動額	
---------	--

中間純損失	56,888
-------	--------

当中間期変動額合計	56,888
-----------	--------

当中間期末残高	1,011,369
---------	-----------

利益剰余金合計

前期末残高	1,068,258
-------	-----------

当中間期変動額	
---------	--

中間純損失	56,888
-------	--------

当中間期変動額合計	56,888
-----------	--------

当中間期末残高	1,011,369
---------	-----------

（単位：千円）

第13期中間会計期間

（自 平成20年 4 月 1 日

至 平成20年 9 月30日）

株主資本合計	
前期末残高	1,680,201
当中間期変動額	
中間純損失	56,888
当中間期変動額合計	56,888
当中間期末残高	1,623,312
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	108,603
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	36,946
当中間期変動額合計	36,946
当中間期末残高	145,549
評価・換算差額等合計	
前期末残高	108,603
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	36,946
当中間期変動額合計	36,946
当中間期末残高	145,549
純資産合計	
前期末残高	1,571,598
当中間期変動額	
中間純損失	56,888
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	36,946
当中間期変動額合計	93,835
当中間期末残高	1,477,763

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第13期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第13期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
(リース取引に関する会計基準) 当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第13期中間会計期間

（自 平成20年 4 月 1 日

至 平成20年 9 月30日）

（中間貸借対照表）

前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当中間会計期間より「未収運用受託報酬」として表示しております。

（中間損益計算書）

前中間会計期間において「投資顧問料」として表示していたものは、当中間会計期間より「運用受託報酬」として表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第13期中間会計期間末	
	（平成20年9月30日現在）	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物付属設備	40,348千円
	器具備品	66,845千円
* 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

項目	第13期中間会計期間	
	（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,160千円
	無形固定資産	15千円
* 2 営業外収益の主要項目	受取利息	1,395千円
* 3 営業外費用の主要項目	為替差損	4,824千円
* 4 特別損失の主要項目	固定資産除却損	13,327千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第13期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間 末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,800	-	-	9,800
合計	9,800	-	-	9,800

自己株式について、該当事項はありません。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第13期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
該当事項はありません。

(有価証券関係)

第13期中間会計期間(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
その他	352,010	206,461	145,549
合計	352,010	206,461	145,549

(デリバティブ取引関係)

第13期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第13期中間会計期間	
(自 平成20年 4 月 1 日	
至 平成20年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	150,792円19銭
1 株当たり中間純損失金額	5,805円00銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純損失金額については潜在株式の発行がないため、記載しておりません。	
1 株当たり中間純損失金額の算定の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	56,888千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	56,888千円
期中平均株式数	9,800株

(重要な後発事象)

第13期中間会計期間	
(自 平成20年 4 月 1 日	
至 平成20年 9 月30日)	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

本有価証券報告書提出前1年においては、定款の記載事項である「目的」中に記載している事業の表記を金融商品取引法に則った表記へ改める等のため、平成20年11月5日付で変更を行いました。

訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成20年9月末日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年9月末日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行います。なお、受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円（平成20年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的としています。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類を関東財務局に提出しています。

提出日	書類名
平成20年 2 月22日	有価証券届出書
平成20年 2 月22日	有価証券報告書
平成20年 8 月25日	半期報告書
平成20年 8 月25日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年1月29日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプルトン・グローバル株式ファンドの平成19年2月23日から平成19年11月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプルトン・グローバル株式ファンドの平成19年11月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成19年6月27日

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大 木 一 昭
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月25日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプルトン・グローバル株式ファンドの平成19年11月29日から平成20年11月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプルトン・グローバル株式ファンドの平成20年11月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月25日

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。